

令和8年  
岩手県教育委員会定例会  
3 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和8年3月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和8年3月16日(月)午後1時30分

- |     |        |   |            |
|-----|--------|---|------------|
| 第1  | 会期決定の件 |   |            |
| 第2  | 事務報告1  | 第3期県立高等学校再編計画(最終案)に係る岩手県教育振興基本対策審議会等の意見について     | (学校教育室)    |
| 第3  | 事務報告2  | 令和8年度2月県議会定例会における質疑状況について【第3期県立高等学校再編計画(最終案)関係】 | (学校教育室)    |
| 第4  | 事務報告3  | 令和7年度冬季大会の結果について                                | (保健体育課)    |
| 第5  | 議案第39号 | 文化財の指定及び保持団体の認定に関し議決を求めることについて                  | (生涯学習文化財課) |
| 第6  | 議案第40号 | 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則                        | (教職員課)     |
| 第7  | 議案第41号 | 岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令             | (教職員課)     |
| 第8  | 議案第42号 | 令和8年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて             | (学校教育室)    |
| 第9  | 議案第43号 | 本庁の室課の長等の人事に関し議決を求めることについて                      | (教職員課)     |
| 第10 | 議案第44号 | 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて                        | (服務管理監)    |

閉会

## 事務報告 1

第 3 期県立高等学校再編計画（最終案）に係る岩手県教育振興基本対策審議会等の意見について

このことについて、別紙のとおり報告いたします。

令和 8 年 3 月 16 日



## I 第2回岩手県教育振興基本対策審議会について

### 1 議事内容

「第3期県立高等学校再編計画」(最終案)について

### 2 開催日時

令和8年2月12日(木) 13:00~15:00

### 3 開催場所

サンセール盛岡 1階 大ホール

### 4 出席委員

所属	氏名	備考
一般社団法人岩手県私学協会理事	浅沼 千明	
公益財団法人岩手県スポーツ協会理事 (富士大学経済学部准教授)	内城 寛子	
滝沢市教育委員会教育長	太田 厚子	
釜石市長	小野 共	オンライン
株式会社アイカムス・ラボ代表取締役	片野 圭二	
岩手県社会教育連絡協議会副会長	菊池 まゆみ	オンライン
岩手町教育委員会教育長	佐藤 卓	
富士大学経済学部教授	佐々木 修一	会長
奥州市芸術文化協会副会長	鈴木 美喜子	

所属	氏名	備考
岩手県高等学校PTA連合会理事	鈴木 美智代	
矢巾町長	高橋 昌造	
岩手育英奨学会副会長	高橋 廣至	副会長
岩手大学教育学部准教授	滝吉 美知香	
NPO法人みやっこベース理事長	早川 輝	
岩手大学教育学部准教授	深作 拓郎	
株式会社北三陸ファクトリー 副社長兼代表取締役COO	眞下 美紀子	オンライン
一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	山口 真樹	
岩手県立大学社会福祉学部講師	山本 操里	

### 5 主な発言

#### 高橋 昌造 委員

- ・ 第3期高校再編計画については、**地域検討会議において賛成の立場で発言**してきた。
- ・ 特に、現状と課題に示された**少子化による生徒数減少への対応、地域や地域産業を担う人材の育成は、極めて重要な視点**であると感じている。これらは地域の持続や発展に直結するものであり、再編計画の核心であると考えている。この考え方は今後も継続して取り組んでいただきたい。
- ・ 地域コミュニティでは、**県外生の受け入れや、様々な形で地域と高校が連携**しており、地域住民は、高校がなくなると地域が立ち行かなくなるという強い危機感を抱いている。地域の思いを踏まえ、今後も最大限の配慮をもって再編を進めていただきたい。

#### 佐々木 修一 会長

- ・ 黒沢尻工業高校への**半導体関連学科設置計画**について、**実習設備(クリーンルーム等)の整備方針**について伺う。

#### 早川 輝 委員

- ・ 地域に根ざした活動に取り組んでいるものの、**高校との連携は担当教員の異動などにより引き継ぎが難しい状況**にある。関わり方が一部の教員に偏るなど、**持続的な連携体制として課題が残っている**と感じていた。
- ・ 再編計画案には「**地域連携コーディネーターの配置支援**」と記載されているが、その具体的内容を伺いたい。
- ・ 地域おこし協力隊制度では、住民票が県外にある人が対象となるため、**地域の実情を一から学び連携を担う必要がある**という課題がある。**地域に元々住んでいる人がコーディネーターとして関われる仕組みがあれば、より効果的**であると考えます。今後の検討をお願いしたい。

#### 片野 圭二 委員

- ・ **大学等への進学後の5～10年後にどれだけ地域に戻ってきているかというデータが必要**だと思うが、現状把握しているのか。
- ・ 岩手の産業は**自動車、半導体、医療**が柱であり、医療系は研究開発人材が必要と考える。地域に人材をとどめる働きかけが重要ではないか。

#### 鈴木 美喜子 委員

- ・ 今回の再編計画は高校の統廃合を伴うものであり、どの市町村にとっても厳しいが、**少子化への対応は避けられない現実**であり、向き合っていく必要がある。
- ・ **探究授業に力を入れた結果、高卒で市町村役場や消防署に就職する生徒が増えるなど、地域に根ざした進路選択が見られるようになった例**がある。このような取組は、**地域が子どもたちから愛される場所へと発展**していくために不可欠であると感じている。
- ・ 今後は、各市町村が一体となり、地域が愛され、愛せる場所として発展させていくことが求められる。市町村や県庁内の他部署とも連携を深めながら施策を進めていただきたい。

#### 佐藤 卓 委員

- ・ 今回の再編計画では、**地域の声を丁寧に聞き取り、計画に反映していただいたことに感謝**している。小規模校についても、**1学年1学級であっても存在意義があることや、自治体との連携がある地域では、学びを保障する方針を示していただき、大変ありがたく思っている**。
- ・ 県内には、いわて留学に取り組む小規模校が約10校あり、寮の設置、学習塾の開設、通学支援など、地域と連携した魅力化の努力が進んでいる。その結果、**県外からの入学者が増加し、今年度は志願者数が51名、来年度も同程度が見込まれている**。大野高校など、定員割れが続いていた学校でも改善が見られる。こうした地域の努力を評価し、**2年連続で志願者が20人以下となった場合、即募集停止ではなく、実情を踏まえた支援を継続**していただきたい。
- ・ いわて留学は、**県外生と地元生の交流によって多様な価値観に触れる機会を生み、学びの幅を広げている**。島根県の隠岐島前高校のように、**県外募集によって学校が再生した例もあり、岩手県でもいわて留学を教育ブランドとして全国に発信していくべき**である。小規模校への理解と支援、県全体の将来を見据えた教育施策の充実を今後もお願いしたい。

#### 内城 寛子 委員

- ・ 少子化が高校教育に大きな影響を与えていることを改めて認識した。**再編計画の「学科の考え方」では、体育・スポーツ分野の位置づけが十分でない**ように感じている。**中学生の志望では体育・スポーツ系が多い**にもかかわらず、**県北や宮古・沿岸南部には該当学科が存在せず、地域の魅力づくりの観点から課題がある**と考える。
- ・ 秋田県ではスポーツを契機とした県外流出が議論となっており、岩手県でも同様の懸念がある。さらに、**中学校の地域部活動への移行が進む中で、進学後に活動できる環境が高校にあるかどうかは重要な要素**である。
- ・ 県立、私立の枠を超え、**地域や自治体と連携しながら、県内でスポーツに取り組む生徒を育てる環境整備を進めることが必要**である。人口流出を抑える観点からも、**スポーツ分野の充実を今後の議論に加えて**いただきたい。

#### 高橋 廣至 副会長

- ・ どの地域でも、高校が廃校になると再建は極めて困難であることを住民は理解しており、地元校を守ろうと必死である。その思いは、これまで参加した会議でも強く感じてきた。高校がなくなると、地域行事への参加機会や、高校生が地域の将来をどう考えているかを知る場が失われ、地域との結びつきが弱まる可能性がある。地元企業への就職や定住を期待する地域の思いも強く、存続を求める声は切実である。
- ・ いわて留学に取り組む高校が増え、全国から生徒を呼び込もうと努力している姿には感銘を受けている。しかし、15年前に教育長から伺った「**小規模集団だけで幼少期から高校まで過ごすことの教育的妥当性**」についての指摘は今も心に残っている。私自身の経験からも、1学年3～4学級は必要であり、**1学級では履修科目が限定され、生徒の希望に応えられない恐れがある**。オンライン授業が普及しても、対面で学びたい生徒にとっては、学びたい科目を選べる環境が重要である。生徒の価値観は多様であり、進学・就職を重視する生徒もいれば、少人数の学校を望む生徒もいることから、**多様な選択肢を確保することが重要**である。
- ・ 今後、少子化がさらに進む中で、岩手県のような広い県では、より丁寧な対応が求められる。県民・住民・生徒の声を丁寧に聴き取りながら、慎重に再編を進めていただきたい。また、「自分の子はこの高校に通えるのか」と不安を抱く保護者も多く、県の再編計画案が十分に伝わっていないと感じることもあるため、今後も丁寧な説明と情報提供をお願いしたい。

#### 滝吉 美知香 委員

- ・ 本計画では、人口減少に伴う募集停止だけでなく、各校が培ってきた学びを連携させ、**多様な学びを保証する方向性が示されている点が重要**である。また、**長期的な視点で地域とともに計画を進める姿勢は、高校生が地域に愛着を持ち、将来地域に戻りたいと思える意識の醸成につながる**と考える。
- ・ 一方で、中学校まで特別支援学級で学んだ生徒が県立高校へ進学する割合が増えている現状を踏まえると、**高校においても特別支援教育の専門性を持つ教員の育成や、支援体制の整備が不可欠**である。特別支援を必要とする生徒が安心して学べる環境づくりは地域連携とも深く関わるものであり、今後さらに充実を図っていただきたい。

#### 深作 拓郎 委員

- ・ 本計画は丁寧に整理されており、**大枠に異論はない**。現代の学びは大きな転換期にあり、資格取得にとどまらず、生きることへの学びをどう深めるかが問われている。山梨県や静岡県で視察した、地域の魅力や課題を子どもが発見し、企業と共に学ぶ取組は、探究的な学びの方向性として示唆に富んでいた。
- ・ 今後、探究をさらに発展させるためには、**地域の多様な団体とつながり、共に学ぶ場をどう構築するかが重要**である。これは高校だけで完結するものではなく、義務教育段階とも連携し、**高校へとつながる学びの仕組みを整える必要がある**と考える。
- ・ 今回、**子どもの意見を取り入れた点は評価**できるが、意見を聴くだけでなく、子どもが主体的に参画し、共に考えるプロセスが求められる。時間を要する取組ではあるが、**学びの主体としての子どもの視点を尊重し、今後の検討を期待**したい。

#### 眞下 美紀子 委員

- ・ 数年前まで、高校で地域連携コーディネーターとして活動していた。当時は地域と高校の連携を進めていたが、**小中学校と高校の所管が異なるため、学びの連続性が途切れやすい**という課題を強く感じていた。
- ・ 洋野町の小中学校では、洋野学や海洋教育など優れた地域学習が展開されており、高校での継続を提案したが、各校の所管が異なるため、十分に連携が進まなかった。
- ・ 県教育委員会として、市町村と連携し、**小中高が地域と一体となって学びを継続できる仕組みを構築**できるのかを伺いたい。

## II いわてものづくり産業人材育成会議について

### 1 説明内容

「第3期県立高等学校再編計画」（修正案）について

### 2 開催日時

令和8年2月2日（月）13:30～15:30

### 3 開催場所

エスポワールいわて 3階 特別ホール

### 4 会議構成員

所 属	氏 名	備 考
㈱アイオー精密 代表取締役社長	鬼柳 一宏	
㈱アイカムス・ラボ代表取締役会長	片野 圭二	欠席
NPO法人イノベブリッジたきざわ理事	村上 勝俊	代理
岩手モリヤ㈱代表取締役社長	森奥 信孝	
キオクシア岩手㈱総務部参事/人材採用センター長	高橋 洋文	代理
太平洋セメント㈱大船渡工場業務部長	加納 慎也	
トヨタ自動車東日本㈱岩手工場工務部主査	前川 芳樹	
㈱長島製作所代表取締役社長	新宮 由紀子	
㈱ネクスト代表取締役社長	滝浦 重輝	
谷村電気精機㈱代表取締役社長	谷村 康弘	

所 属	氏 名	備 考
国立大学法人岩手大学学長	小川 智	座長
公立大学法人岩手県立大学 いわてものづくり・ソフトウェア 融合テクノロジーセンター長	亀田 昌志	欠席
独立行政法人国立高等専門学校機構 一関工業高等専門学校長	小林 淳哉	
岩手県小学校長会長	川村 憲弘	
岩手県中学校長会常任理事	米 慎司	代理
岩手県高等学校教育研究会工業部会長	菅原 基	
岩手労働局 職業安定課長	菊池 勝雄	代理
岩手県教育委員会事務局産業・復興教育課長	佐々木 宏幸	代理
岩手県商工労働観光部長	箱石 知義	

### 5 主な発言

#### 小川 智 座長

- ・ 四国4県に匹敵する岩手県で、それぞれの地域に人が住み、高校へ進学する子どもたちがそこにいることを考えると、大人たちは、子どもたちの未来を潰さない工夫をしなければならないと思う。
- ・ 沿岸の水産と調理師養成施設の学びの集約に伴い、遠方へ通わざるを得ないような状況が生じるとすれば、県として寮整備は、必須ではないかと思う。

#### 滝浦 重輝 構成員

- ・ 再編計画案の全体方針の教育の質の保証、教育の機会の保障のICTの利活用について、数年前まで、子どもが東京都の小学校に通学していたが、盛岡の小学校の子どもを見た時に、東京都と比べて端末を活用した教育の機会が少なく感じた。首都圏、全国と比較した場合に、高校のICTの活用状況はどのようなものか。
- ・ 岩手県内において、デジタル活用の観点から、まだ弱い部分がかなりの企業の中にあると思っており、今後、そういった環境を改善していく必要があると考える。子どもたちが就職することになった場合に、デジタル活用に格差があったならば、デメリットとなることもあると思っている。

## 事務報告 2

令和 8 年 2 月県議会定例会における質疑状況について【第 3 期県立高等学校再編計画（最終案）関係】

第 3 期県立高等学校再編計画（最終案）に係る、2 月県議会定例会（2/24～3/10 一般質問、常任委員会及び予算特別委員会）における質疑状況について報告いたします。

令和 8 年 3 月 16 日



## 令和8年2月県議会定例会における質疑状況について【第3期県立高等学校再編計画（最終案）関係】

### I 2月県議会定例会における質疑状況（2/24～3/10 一般質問、常任委員会及び予算特別委員会）

#### 1 一般質問2日目（2月24日）

会派及び選挙区	議員名	項目番号	質問項目	答弁者	ページ
希望いわて（一関）	岩渕 誠	2(4)	学校教育や社会情勢の変化に応じた施設整備について	教育長	5 ページ

#### 2 一般質問4日目（2月26日）

会派及び選挙区	議員名	項目番号	質問項目	答弁者	ページ
希望いわて（宮古）	島山 茂	6(4)	教育環境の格差と子どもの学びの保障について	教育長	5 ページ

#### 3 常任委員会（2月27日）

会派及び選挙区	議員名	項目番号	質問項目	答弁者	ページ
自由民主党（奥州）	菅原 亮太	2(1)	金ケ崎高校について	高校改革課長	6 ページ
		2(2)	1学級校の状況について	高校改革課長	6 ページ
		2(3)	募集停止時期について	高校改革課長	6 ページ
		2(4)	高校再編について	高校改革課長	7 ページ
		通告なし	再編計画の見直しについて	教育長	7 ページ
日本共産党（盛岡）	斉藤 信	1(1)	大船渡東高校の食物文化科について	高校改革課長	8 ページ
		通告なし	大船渡東高校の食物文化科について	高校改革課長	8 ページ

#### 4 予算特別委員会総括質疑（3月4日～5日）

会派及び選挙区	議員名	項目番号	質問項目	答弁者	ページ
希望いわて（奥州）	千葉 秀幸	7(1)	再編計画の最終案について	教育長	9 ページ
		再質問	再編計画の最終案について	教育長	9 ページ
		7(2)	私立高校の授業料無償化に伴う県立高校への影響について	教育長	9 ページ
		7(3)	県立高校の魅力向上について	教育長	10 ページ
		再質問	県立高校の魅力向上について	教育長	10 ページ

#### 5 予算特別委員会部局審査（3月10日）

会派及び選挙区	議員名	項目番号	質問項目	答弁者	ページ
自由民主党（紫波）	臼澤 勉	(1)	高等学校教育改革等推進事業債及び高等学校教育改革等推進促進基金の活用について	高校改革課長	10 ページ
		(3)	専門高校における地域産業人材育成について	高校改革課長	11 ページ
		通告なし	実行計画の策定期等について	高校改革課長	11 ページ
		通告なし	事業費のボリュームについて	高校改革課長	12 ページ
		通告なし	取組に対する教育長の所見について	教育長	12 ページ

会派及び選挙区	議員名	項目番号	質問項目	答弁者	ページ
いわて県民クラブ・ 無所属の会（一関）	飯澤 匡	(1)	小規模校の維持存立について	高校改革課長	13 ページ
		(2)	産業人の育成機関としての高校教育の在り方について	高校改革課長	13 ページ
		通告なし	産業人材の育成について	高校改革課長	14 ページ
希望いわて（盛岡）	軽石 義則	(1)	グランドデザイン策定に対する県としての受け止めについて	高校改革課長	14 ページ
		(2)	実行計画の現状について	高校改革課長	14 ページ
		通告なし	再編計画への影響について	高校改革課長	15 ページ
		通告なし	現場の受け止めについて	高校改革課長	15 ページ
		通告なし	計画策定に関わるメンバーについて	高校改革課長	15 ページ
		通告なし	産業教育との連携について	高校改革課長	15 ページ
		通告なし	国への働きかけについて	高校改革課長	15 ページ
		通告なし	拠点校選定と計画策定の流れについて	高校改革課長	16 ページ
		通告なし	その他の先行事例について	高校改革課長	16 ページ
		通告なし	私学の取扱いについて	高校改革課長	16 ページ
		通告なし	現場の労力について	高校改革課長	16 ページ
		いわて新政会 （大船渡・陸前高田）	千葉 盛	(1)	志願者が一定程度確保されている学校の募集停止について
(2)	教員不足を理由とした募集停止について			高校改革課長	17 ページ
(3)	募集停止の判断について			高校改革課長	17 ページ
通告なし	調理師養成施設に係る教員の状況について			高校改革課長	18 ページ
通告なし	大船渡東高校の調理師養成施設の維持の可能性について			高校改革課長	18 ページ
通告なし	調理師養成施設に係る再編計画案の見直しについて			教育長	18 ページ
希望いわて（一関）	岩渕 誠	(1)	県としての評価について	高校改革課長	19 ページ
		(2)	今後の対応について	高校改革課長	19 ページ
希望いわて（奥州）	菅野ひろのり	(1)	産業工業系列（農業・工業）募集停止の妥当性と学科の形骸化について	高校改革課長	19 ページ
		(2)	胆江圏域における学科配置と定員バランスの再考について	高校改革課長	20 ページ
		(3)	「受け皿」となる近隣校の持続可能性と受け入れ態勢の実態について	高校改革課長	20 ページ
		通告なし	総合学科の設置理念について	高校改革課長	21 ページ
		通告なし	適正な学校配置と多様な進路を保障する教育環境の維持について	高校改革課長	21 ページ

## Ⅱ 答弁内容等

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
1	一般質問	岩淵 誠	<p>2 新年度予算と今後の財政運営について</p> <p>(4) 学校教育や社会情勢の変化に応じた施設整備について</p> <p>少子化に対応するための耐用年数については、例えば30年から40年程度に短縮することも検討すべきと考える。さらには、自治体によっては地元の定着の観点から中高一貫などを求める声も聞かれている。市町村との共同による学校運営や更なる教育振興と人材育成に取り組める形態の模索なども必要と思うが、併せて県の見識を示せ。</p>	<p>学校施設の整備に当たりましては、これまで、建物の構造体を堅固にし、長期間有効に使えるよう、主に鉄筋コンクリート造としてきているところです。</p> <p>今後見込まれる生徒数の減少や建築のコストや耐用年数などの点を踏まえ、これまでのような鉄筋コンクリート造ではなく、鉄骨造とするなど、社会情勢の変化に応じた施設整備の在り方について検討を進める必要があります。</p> <p>県教育委員会では、今回の高校再編計画(最終案)におきまして、地域社会や地元企業等と連携、協働し、地域や地域産業を担う人材の育成に向けた教育環境の構築に取り組むこととしております。</p> <p>また、市町村との共同や連携は、教育内容の充実や地域を担う人材育成、若い世代の地元定着につながるものと捉えており、引き続き、市町村や関係機関と連携しながら、生徒数の減少や社会情勢等を見据えた学校づくりに取り組んでまいります。</p>
2	一般質問	畠山 茂	<p>6 魅力ある教育について</p> <p>(4) 教育環境の格差と子どもの学びの保障について</p> <p>「持続可能な社会の創り手、地域や地域産業を担う人材」、「教育の機会の保障と教育の質の保証」をどのように担保しながら県立高等学校再編計画を推進していくのか、現時点での県教育委員会の考え方を伺う。</p>	<p>次に、子どもの学びの保障についてであります。昨年4月に、10年、15年先の将来を見据えた岩手県の高等学校教育の基本的な考え方として、「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」を策定し、持続可能な社会の創り手、地域や地域産業を担う人材として育成していくことが、これからの岩手の未来を切り拓く礎になること、少子化が加速する中、教育の機会の保障、教育の質の保証を図りつつ、生徒が進学したいと思える学校づくり、生徒の学習意欲を高めていくことが必要であるとしたところです。</p> <p>また、このための基本的な取組として、多様な人々との協働、ICTの利活用も含めた教育環境の構築、地域社会や地元企業との連携・協働、高等学校教育の特色化・魅力化と地域への理解などを掲げたところです。</p> <p>現在、策定を進めている第3期県立高等学校再編計画は、この長期ビジョンの具現化を資するものであり、策定後は、本県における高等学校教育のより一層の充実に向け、この計画の着実な実施に努めてまいりたいと考えております。</p>

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
3	常任委員会	菅原 亮太	2 県立高校再編計画について (1) 金ケ崎高校について 金ケ崎町や金ケ崎町教育委員会、金ケ崎高校同窓会や後援会からも、募集停止基準を満たしていないのに募集停止としたことに反対の要望が出ているが、改めて基準を満たしていないのに募集停止とした理由を伺う。	金ケ崎高校の過去3年間の入学志願者の状況は、定員80人に対して、令和5年度が45人、令和6年度が23人、令和7年度が20人であり、金ケ崎中学校からの進学率も、過去5年間の平均は10人、全体の7.4%となっております。 また、金ケ崎中学校の生徒は、進学先として、金ケ崎高校以外に、花巻市、北上市、奥州市において、県立の普通高校・専門高校・総合学科高校、それらに加えて私立高校を含めて多様な学びを選択している状況も考慮して、令和10年度に募集停止とし、水沢高校と統合を行うことを再編プログラムに位置付けたところでございます。
4	常任委員会	菅原 亮太	2 県立高校再編計画について (2) 1学級校の状況について 大迫高校や大野高校は令和6年と令和7年の入学者は20人を下回り、住田高校は令和4年と令和5年に20人を下回っているが、この3校が募集停止となっていない理由について伺う。	住田高校につきましては、住田町の支援を受けまして県外生の受け入れに取り組んでいること、住田町、気仙地域ともに中学校卒業予定者数がある後増加する見込みであったことから基準の適用を1年見送ることとしたものです。なお、令和6年度の入学志願者数は基準を超えたところでございます。 大迫高校につきましては、いわて留学の成果が着実に見られること、大迫地区、花巻市ともに中学校卒業予定者数がある後増加する見込みであったこと、大野高校については、大野地区の中学校卒業予定者数がある後大きく減少しない見込みであったこと、大野中学校からの過去5年間の進学率が4割を超えるなど大野地区からの進学率が高く、さらに、いわて留学にも取り組んでいることから、両校ともに基準の適用を見送ることとしたものです。
5	常任委員会	菅原 亮太	2 県立高校再編計画について (3) 募集停止時期について 金ケ崎高校の募集停止時期をあと2年先送りして、それまでの入学者の実績を見て再び募集停止とすべきかどうか判断してほしいが、見解を伺う。	繰り返しになりますが、金ケ崎高校の過去3年間の入学者志願者数の状況がそういう状況であったこと、また、金ケ崎中学校の生徒が金ケ崎高校以外の高校を選べる状況であったことを踏まえまして、募集停止基準ではなく、再編計画の根幹をなす再編プログラムに位置付けたものであり、あくまで、基準を適用したものではないことを御理解いただければと思います。

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
6	常任委員会	菅原 亮太	<p>2 県立高校再編計画について</p> <p>(4) 高校再編について            高校再編を見据え、総合学科も含めてこの募集停止基準の見直しを議論のうえ決定し、その後決められた募集停止基準に沿い高校再編に取り組むべきと考えるが、県の見解を伺う。</p>	<p>総合学科高校については、募集停止基準を作ることが難しい状況となっております。</p> <p>総合学科高校につきましては、1年次に基礎的な学習を学んだうえで、2年次に進級する時点で系列を選択することとなっております。現在の募集停止基準につきましては、あくまで入学志願者の数で判断しているところですので、<b>総合学科高校につきましては、40人以上の定員が不足した場合の学級減しか対応できない状況</b>となっております。</p> <p>今後におきましては、こういった点についても引き続き検討を行っていきたいと考えておりますが、今回、長期ビジョン、高校再編計画の当初案から最終案に至る中で、<b>地域の皆様から様々な御意見を頂戴してきましたので、そういった御意見も踏まえまして、再編計画については進めてまいりたい</b>と考えております。</p>
7	常任委員会	菅原 亮太	<p>2 県立高校再編計画について</p> <p>(4) 高校再編について            (通告なし)再編計画の見直しについて            金ヶ崎高校の募集停止の2年先送り等の再編計画の見直しをもう一度お願いしたいが如何か。</p>	<p>高校再編につきましては、該当する市町村におかれまして本当に切実な状況である事はよく理解してございます。様々な御要望、御意見を頂き、委員からお話を頂いたのもその通りでございます。</p> <p>再編計画の仕組みの話を申し上げますと、<b>再編計画の中核をなすのが再編プログラム</b>でございまして、具体的な学校名や学科名が書かれており、それは<b>中学校卒業生数の状況、これまでの入学者の状況等を総合的に見て統合する学校等を決定するもので、必ずしも基準があって再編プログラムに当てはめているものではございません</b>。例えば、盛岡南高校と不来方高校という大規模校同士の統合は特に基準にはなく、再編プログラムに位置付けたもので、今後の中学校卒業予定者数や同じ体育の学びがあること等を総合的に判断して統合することとしたものです。このように、再編計画の中核をなすのが再編プログラムであり、これを補完するのが基準で、1学級校の募集停止、今回改めて定めた小規模の併置校の募集停止、1学級校の学級増等、再編プログラムに位置付けられていない学校でも基準に該当すれば統合等を実施することとなり、いわば<b>2層建ての考え方</b>となっております。</p> <p>金ヶ崎高校につきましては、中山間地の1学級校とは違い、<b>地理的条件や交通手段も比較的整っている地域で、地元の中学生在が他の地域の学校を選んでいるという状況を踏まえて、総合的に勘案して再編プログラムに位置付けたところ</b>でございます。地域の切実な要望については、県教育委員会としてもしっかり受け止めてまいります。</p>

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
8	常任委員会	斉藤 信	<p>1 高校再編計画（最終案）について</p> <p>(1) 大船渡東高校の食物文化科について 一番志望の多い学科をなくすのはなぜか伺う。</p>	<p>委員御指摘のとおり、食物文化科の志願者数は過去3年間において、令和5年度から23人、18人、24人という状況である中、令和8年度入試において37人である一方、他の3学科を合わせた志願者数は34人という状況であります。</p> <p>委員から御紹介のありましたとおり、調理師養成施設を集約する理由として、教員の確保が挙げられます。これまで、調理師資格を持つ家庭科教員の採用にあたり、平成22年から社会人特別選考、平成26年から特定教科特別選考、さらには令和3年から有資格者を加点する優遇措置等も行いましたが、近年、応募がなく、これまでのような3校体制での維持が困難な状況となったものであります。</p> <p>今回、調理師養成施設については、宮古水産に集約することとしておりますが、農業の中に食物や被服など家庭の学びは残すこととし、地域と連携した商品開発を行うといった学びは継続し、家庭の学びは地域の要請に応じて残していきたいと考えております。</p>
9	常任委員会	斉藤 信	<p>1 高校再編計画（最終案）について</p> <p>(1) 大船渡東高校の食物文化科について (通告なし) 生徒数が減少していない中での食物文化科の募集停止について 生徒数が減少していない中で食物文化科を募集停止とすることは、高校再編計画の公平性を失わせることになる。食物文化科を残したうえで他の学科との連携を図るべきではないか。</p>	<p>再編計画（最終案）については、このような内容で進めていきたいと考えておりますが、食物文化科は37人と入学者志願者の過半数を占めている状況を踏まえれば、今後、志願者数の状況を見ながら食物文化科を残した形を検討することも必要になってくるかと思えます。</p> <p>沿岸南部地区の地域検討会議におきましては、今後、さらなる社会変化が予想されるため、再編計画策定後も、社会情勢に応じて修正していく必要があるのではないかという発言もされております。</p> <p>今回、大船渡東高校の件に関連して話をしますと、大船渡、大船渡東、住田の3校の募集定員370人に対し、昨年度の志願者数は266人でありました。今年度の志願者数は189人であり77人減っております。高田はほとんど減っていないため、高田に30人超動いている状況であります。そういった状況も分析しながら、調理師養成施設は無くすることになるかもしれませんが、食物文化科については、そういった形で検討する必要があるのではないかと考えております。</p>

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
10	予算特別委員会総括質疑	千葉 秀幸	<p>7 岩手県立高校の再編等について</p> <p>(1) 再編計画の最終案について</p> <p>県では、地域検討会議等での声をどのように受け止めているのか、パブリック・コメントなどで提出された意見の反映状況なども含めて、将来の県立高校の在り方をどのように捉えて最終案をまとめるに至ったのか、教育長の認識を伺う。</p>	<p>再編計画の当初案から最終案に至るまで、地域検討会議やパブリック・コメント等において、地元市町村や保護者等から、委員御指摘のような<b>高校の存続や地域や地域産業の将来を懸念する声など、多くの切実な思いが寄せられました。</b></p> <p>各地域から寄せられた様々な御意見を踏まえ、最終案を策定してまいりましたが、<b>全ての御意見を反映するには至らなかったものであります。</b></p> <p>最終案は、今後見込まれる<b>中学校卒業予定者数の急激な減少</b>を踏まえ、<b>全県的な視点やより良い教育環境を将来に残すという観点から、策定したものであります。</b></p> <p>県教育委員会では、生徒が将来に夢や希望を持ち、岩手の未来を創造していく「生きる力」を身に付けることができる<b>学びの実現</b>を目指してまいります。</p>
11	予算特別委員会総括質疑	千葉 秀幸	<p>〔再質問〕</p> <p>7 岩手県立高校の再編等について</p> <p>(1) 再編計画の最終案について</p> <p>校舎の維持及び利活用について、今後、老朽化していく県立高校の校舎をどのように維持していくのか、再編後の利活用も含めて県の方針を伺う。</p>	<p>校舎の維持及び利活用についてであります。県立高校の学校施設につきましては、<b>安全・安心で充実した学校生活を送ることができる教育環境を目指し、県立高等学校再編計画との整合性を図りながら、老朽化の状況に応じて計画的に整備を進める必要があります。</b>国に対しては、引き続き、<b>高等学校施設への財政支援措置について要望してまいります。</b></p> <p>また、統廃合による空き校舎やグラウンド等については、これまでも、<b>貸付けや譲渡により小中学校や地域の民間団体等で活用されている例</b>がありますことから、引き続き、施設等の状況を市町村などに<b>情報提供</b>を行い、<b>有効に活用されるよう取り組んでまいります。</b></p>
12	予算特別委員会総括質疑	千葉 秀幸	<p>7 岩手県立高校の再編等について</p> <p>(2) 私立高校の授業料無償化に伴う対応について</p> <p>県立高等学校への影響をどう捉えているのか対応方針も含めて伺う。</p>	<p>県立高校への影響と対応方針についてであります。本県では、県立高校と私立高校が補完し合いながら各学校が特色ある教育を実践するとともに、互いに<b>切磋琢磨することによって高校教育の充実・発展に寄与</b>してまいりました。</p> <p><b>無償化による県立高校の志願状況等への影響については、高校の選択肢が幅広く私立高校に通う生徒の割合が多い大都市に比べ、本県では限られたものとなると見込まれますが、高い関心を持って、注視していく必要がある</b>と考えております。</p> <p>県教育委員会といたしましては、県立高校における<b>特色化・魅力化の取組のより一層の推進と教育環境の充実に努め、生徒に選ばれる魅力ある学校づくりを進めてまいります。</b></p>

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
13	予算特別委員会総括質疑	千葉 秀幸	7 岩手県立高校の再編等について (3) 県立高校の魅力向上について 今般の支援策を有効に活用するため、改革を先導するパイロット校の支援に留まらず、それを横展開させる仕組みも構築し、再編後の県立高校の魅力を全県的に高めていく必要があると考えるが、検討状況や今後の見通しを伺う。	今般、文部科学省では、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を示し、公立高校等への支援の拡充を図るため、各都道府県に対して、高等学校教育改革促進基金の交付、高等学校教育改革交付金の交付を行うこととしたところです。 高等学校教育改革促進基金の活用にあたっては、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保の3つの類型ごとに、改革を先導する拠点校を創設した上で、取組や成果を拠点校だけにとどめることなく県内の高校に共有・普及することが求められております。 また、各都道府県が令和8年度中に策定する高等学校教育改革実行計画に基づく取組について、令和9年度以降、高等学校教育改革交付金の交付を行い、地域人材育成の中心となる高校を広く応援し、高校生の学びを支援することが示されております。 県教育委員会としましては、先端技術を活用した機器の導入、探究的な学びの実施に向けた施設設備や遠隔授業配信拠点の整備など、基金事業による支援が受けられるよう、検討を進めるとともに、実行計画を策定し、生徒にとってより良い教育環境の整備に努めてまいります。
14	予算特別委員会総括質疑	千葉 秀幸	〔再質問〕 7 岩手県立高校の魅力向上について (3) 県立高校の魅力向上について 高校教育改革促進基金をフル活用し、専門高校の機能強化・高度化につなげてほしいと考えるが、意気込みや所見を伺う。	県教育委員会としては、先ほども申し上げたことに加えまして、専門高校との機能強化等を図るため、産業界等と連携・協働し、地域に根差した産業など、地域の強みを生かすことが出来る分野について、より高度で実践的な内容を学ぶ学校設定科目等を開設するなど、卒業後の進路（進学・就職等）も意識して、地域や産業界が求める人材育成に取り組んでまいります。
15	予算特別委員会部局審査	臼澤 勉	1 高等学校教育改革等推進事業費等について (1) 高等学校教育改革等推進事業債（仮称）及び高等学校教育改革等促進基金の活用について 総務省の「高等学校教育	高等学校等教育改革促進事業についてであります。今般、文部科学省において、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を示すとともに、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設の整備を支援することとしたところであり、総務省では、これらの整備に対し、交付税措置される有利な起債を創設し、公立高校等への支援を拡充することとして

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
			<p>改革等推進事業債（仮称）」及び文部科学省の「高等学校教育改革等促進基金」について、どのように活用する考えか伺う。</p>	<p>おります。</p> <p>また、文部科学省では、グランドデザインに基づき、令和8年度中に各都道府県が策定する高等学校教育改革実行計画の実施に先立ち、緊要性のある取組として、高等学校教育改革を先導する拠点校の取組に対し、令和7年度補正予算により約3,000億円を措置したところであります。</p> <p>県教育委員会では、令和8年5月の公募申請に向け検討を進めていくこととしておりますが、今後、これらの支援により、先端技術を活用した機器の導入、探究的な学びの実施に向けた施設整備や遠隔授業配信拠点の整備等、生徒たちのより良い教育環境の整備に努めていきたいと考えております。</p>
16	<p>予算特別委員会部局審査</p>	<p>臼澤 勉</p>	<p>1 高等学校教育改革等推進事業費について  (3) 専門高校における地域産業人材育成について  人口減少社会を見据え、専門高校を地域産業人材の育成拠点として再編する構想、さらに、高等専門学校型教育への発展をどう考えているか。</p>	<p>高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、各都道府県が令和8年度中に高等学校教育改革実行計画を策定することとなり、地域人材育成の中心となる高校を広く応援し、高校生の学びを支援する等、各都道府県における地域の実情に応じた創意工夫ある取組の充実を図ることが示されております。</p> <p>専門高校につきましては、機能強化・高度化を図るため、産業界等との連携により、例えば、ビジネス経験の必修化による、生徒の就業イメージの明確化や、安定的な人材育成・供給の確保、それから、ものづくりや流通までの一体的な学びの実践による、学科を超える分野の学びを踏まえた取組に通じた幅広い視野を持った職業人材の育成、地域の強みを生かすことができる分野について、より高度で実践的な内容を学ぶ学校設定科目等を開設することなどによる、卒業後の進路・進学・就職等も意識した、地域や産業界が求める人材育成に取り組むこととしております。</p> <p>委員御承知のとおり、高専化の話もありまして、この辺につきましても、実行計画を策定するに当たって、関係部局等といろいろ相談をしながら、この辺については丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
17	<p>予算特別委員会部局審査</p>	<p>臼澤 勉</p>	<p>(通告なし01) 実行計画の策定期等について  実行計画の策定期及び令和9年度以降の予算編成について伺う。</p>	<p>文部科学省からは、令和8年度中に実行計画を策定するよう示されており、策定した実行計画に基づき、令和9年度以降の交付金の支出という話を聞いております。</p> <p>今後につきましては、基金の公募申請については令和8年5月を予定し</p>

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
				ており、 <b>基金事業</b> については、早ければ9月補正予算において提案ができればと考えております。 先ほど申しあげましたとおり、 <b>交付金事業</b> につきましては、令和9年度当初予算編成に間に合うように進めていきたいと考えております。
18	予算特別委員会部局審査	臼澤 勉	(通告なし02) 事業費のボリュームについて 活用を想定する事業のボリュームについて伺う。	<b>基金事業</b> については、令和8年度から令和10年度までの3年間で、約62億円を想定しております。 <b>交付金事業</b> については、文部科学省からは、すべての都道府県を合わせて年間1,000億円から1,500億円程度を予定しているという話を聞いております。
19	予算特別委員会部局審査	臼澤 勉	(通告なし04) 取組に対する教育長の所見について 取組に対する教育長の所見について伺う。	この基金及び交付金は、私学無償化の流れの中で、老朽化する公立学校を何とかしなければならないという中で出てきた事業と捉えています。文部科学省の高官が、先般、「これまで、公立高校に関する予算については基本的に地方の一般財源で措置されてきた。今回の高校改革に関する基金については、我が国の高校教育の歴史上、例を見ない重要な予算と捉えている。」と発言をされたところでありまして、 <b>生徒にとってより良い教育環境を整備する手段として、またとないチャンスと捉えております。</b> 一方で、国からは、各都道府県教育委員会に対して、交付申請に当たり、単に60億円を配ることはしません。 <b>先端的な、文科省がのけぞるような、要はびっくりするようなものが求めますという非常にハードルの高いお話を先般されたところをごさいます。上限額、先ほど62億円というお話だと課長からありましたが、必ずしも容易ではないのですが、やはり知恵を出しながら、工夫をしながらですね、多くの資金を獲得できるように取り組んでまいりたいと思いますし、先ほど担当課長はですね、遠慮して申し上げなかったと思いますが、先月すでに、担当課で熊本県を視察しておりまして、水俣高校、水俣高度技術センター、東海大学文理融合学部など、熊本の状況も視察に行っているということをお知らせさせていただきます。</b>

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
20	予算特別委員会事務局審査	飯澤 匡	<p>1 小規模校の維持存立について</p> <p>従来にあった通学距離の壁、高校授業料無償化による私学への認識の大きな変化によって、人口減少が著しい地域では、生徒の志望動機が大きく変化している。県教育委員会の維持存立についての基本的スタンスを確認する。</p>	<p>第3期県立高等学校再編計画（最終案）において、学校規模の大小に関わらず、各校が魅力ある教育活動を展開することが重要であるとして、望ましい学校規模は、今回、設定しないこととしております。</p> <p>また、1学年1学級校を「地域校」として位置付け、地域における学びの機会を保障することとしております。</p> <p>また、遠隔教育を通じて小規模校における生徒の多様な学習ニーズに応じた質の高い学びの保証にも取り組んでおり、令和7年度は、杜陵高校を配信拠点とし、小規模校6校に対して、特定の科目・教科を教育課程内に位置付けて授業の配信を行っているところであります。</p> <p>県教育委員会といたしましては、教育の質の保証と教育の機会の保障を図りながら、県立高校における特色化・魅力化の取組について、私立高校に遜色のない取組となるよう、一層の推進と教育環境の充実に努め、生徒に選ばれる魅力ある学校づくりを進めてまいりますとともに、志願状況等も見ながらですね、今後、どういった教育環境を生徒に与えていくかというのが喫緊の課題というふうに認識しておりますので、これからも毎年の志願状況等をしっかり確認した上で、また、どういった地域からどういった高校に流れているのか、そういったところもしっかりと分析した上で、今後とも取り組んでまいります。</p>
21	予算特別委員会事務局審査	飯澤 匡	<p>2 産業人の養成機関としての高等教育のあり方について</p> <p>高校の魅力化と産業人材の育成の両立は困難を伴う。地域が立案した高校のリニューアル案に対して、県教委の対応方針を伺う。</p>	<p>今回、未来をつなぐ大東高校プロジェクト様から、学校長に対して、大東高校の新しい魅力を創る「リニューアル案」が示されたところです。</p> <p>プランの全体像としては、情報ビジネス科の進化として、商業から産業DXへの転換、普通科の進化として、「自学力」と「実践的探究」を武器にした多様な進路の実現が掲げられております。</p> <p>詳細には、この場で申し上げませんが、プランの取組手法の一つとして、国のDXハイスクール予算を活用し、当該高校を「産業DXの実証校」として挑戦させて欲しいとの、意欲的な提案となっております。</p> <p>一方、DXハイスクール事業につきましては令和8年度を終期といたしまして、国が令和9年度に創設を予定する交付金事業に移行することとなっております。</p> <p>今回、未来へつなぐ大東高校プロジェクト様からいただいた御提案につきましては、当該校がこれまで取り組んできたスクールポリシー等を踏ま</p>

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
				え検討を重ね、県教育委員会が令和8年度中に策定を予定する高等学校教育改革実行計画に盛り込むことが可能かどうか、国の動向に注視しながら検討してまいります。
22	予算特別委員会事務局審査	飯澤 匡	(通告なし01)産業人材の養成について 産業人材の養成にはハイスペックなものが求められているが、どうやって克服していくのか伺う。	専門学科につきましては、地域の産業構造やニーズ、産業振興の方向性を踏まえながら、なるべく学べる選択肢を残すよう検討するものであり、専門性の維持に努めつつ、地域の産業に資する人材の育成を目指しているものでございます。 今回、県内の60校近くの中で25校がDXハイスクールというものに着手した上で、財源を確保して実行しているところであります。 これまで、県単の事業ではなかなかそれぞれの高校にハイスペックなパソコンであったり、そういったものが整備できないところではあったんですけども、今後、冒頭にもお話ししました高等学校教育改革実行計画の交付金等を活用して、それぞれの高校において、それぞれの高校がどういった取組をしたいのかをしっかりと聞いた上で、しっかりと財源が確保されるよう努めてまいります。
23	予算特別委員会事務局審査	軽石 義則	1 高等学校等教育改革促進事業について (1) グランドデザインの策定に対する県としての受け止めについて グランドデザインに対する県としての受け止めについて伺う。	令和7年2月の三党合意に基づく、いわゆる高校授業料無償化に伴う公立高校等への支援の拡充、高校教育改革の推進を目的としているものであり、少子高齢化や生産年齢人口の減少など、2040年に予想される社会変化に対応した高校教育の実現に資するものであるものと認識しております。 国では、グランドデザインに基づく各都道府県の取組に対し、基金等による支援を行うこととしておりますが、県教育委員会としては、今回の支援等に係る予算について確実に獲得できるようしっかりと取り組んでまいります。
24	予算特別委員会事務局審査	軽石 義則	1 高等学校等教育改革促進事業について (2) 実行計画の現状について 実行計画策定に向けての現状について伺う。	文部科学省からは、基金事業を活用する改革先導拠点校として、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保といった、パイロットケースを例示し、それぞれの類型ごとに1校、合計3校程度を申請するよう説明を受けており、県教育委員会では、この基金事業を活用する改革先導拠点校の選定等について、本年5月の公募申請に向けて準備を進めているところでございます。

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
				<p>なお、文部科学省から現時点において、来年度策定を予定している実行計画のひな型等が示されておらず、<b>改革先導拠点校の取組が他の高校に展開・共有・普及される実行計画の策定</b>を予定しておりますが、基金の創設と実行計画の策定が前後しているところでございます。</p>
25	予算特別委員会事務局審査	軽石 義則	<p>(通告なし01)再編計画への影響について グランドデザインが、県としてこれまで進めてきた、これから進めよとする再編計画にどのような影響があるか伺う。</p>	<p>まさしくこの<b>グランドデザイン</b>につきましては、<b>県の方でこれまで進めてきた、昨年4月に策定した長期ビジョン、現在策定を進めている第3期県立高等学校再編計画の中に位置付ける予算の裏財源として確保できるもの</b>と認識を持っております。</p>
26	予算特別委員会事務局審査	軽石 義則	<p>(通告なし02)現場の受け止めについて 拠点校の選定と実行計画の策定期間について、現場の受け止めを伺う。</p>	<p>これまで文部科学省のオンラインの説明会を実施し、高校教育改革を実現する会がオンライン会議で各都道府県を結び付ける等、それぞれの都道府県で悩んでいることを話し合い、<b>どのような形で今後進めていくか手探りの状況</b>でございます。</p>
27	予算特別委員会事務局審査	軽石 義則	<p>(通告なし03)計画策定に関わるメンバーについて 実行計画の策定に当たり、どのように進めていくのか、構成メンバーを含めて構想を伺う。</p>	<p>文部科学省からは、実行計画の策定に当たり、知事や関係部局、産業界と十分に連携し、<b>総合教育会議等</b>を活用するなど幅広い意見を聞いて策定するよう求められており、<b>関係部局が設置している会議体</b>、例えば、いわてものづくり産業人材育成会議、いわて半導体関連産業集積促進協議会、いわて自動車関連産業集積促進協議会といった場を活用しながら、再編計画と長期ビジョンでパブリック・コメント、子どもからの意見聴取、地域検討会議等で意見を伺っているところでございますが、やはり<b>丁寧に議論を重ねてまいりたい</b>と考えておりますので、しっかり取り組んでまいります。</p>
28	予算特別委員会事務局審査	軽石 義則	<p>(通告なし04)産業教育との連携について 実行計画を進めるうえで、産業教育と高校教育の連携について伺う。</p>	<p>委員からご紹介のありましたことにつきましても、<b>文部科学省からひな形が示され次第検討</b>ができるものと考えております。また、委員からの紹介はありませんでしたが、農業大学校等もございますので、関係部局の教育機関とも連携して検討してまいりたいと思います。</p>
29	予算特別委員会事務局審査	軽石 義則	<p>(通告なし05)国への働きかけについて 国の計画の提示が遅いことについて、どのように働きかけているのか伺う。</p>	<p>国の方にも積極的に<b>オンライン会議等で早期に説明して欲しいと働きかけているところ</b>ですが、なかなかひな形が示されない所です。 もう一度説明しますと、改革先導拠点校については、早いところでは令和8年2月下旬または3月下旬に公募申請する都道府県もございますが、</p>

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
				本県は最後の第3回の5月中旬に公募申請を予定しております。改革先導拠点校の選定につきましては、既存の会議体を活用しますが、1年をかけて策定する実行計画につきましては、それ以外の他部局の会議体とも連携して、改革先導拠点校の選定と実行計画の策定をある程度棲み分けて検討してまいりたいと考えております。
30	予算特別委員会部局審査	軽石 義則	(通告なし06) 拠点校選定と計画策定の流れについて 改革先導拠点校を選定し、実行計画を策定するという流れでよいか伺う。	その通りでございます。改革先導拠点校につきましては、令和8年5月の公募に申請したうえで、実行計画につきましては、令和8年度中に策定するものです。
31	予算特別委員会部局審査	軽石 義則	(通告なし07) その他の先行事例について 先行しているその他の事例があれば同じような流れで進めるのか伺う。	他の高校につきましては、既に予算化しているもの、詳細設計が済んでいるものについて、一部先行して取り組んでいる状況を聞いておりますので、岩手県につきましても、詳細設計が済んでいるものについては、取り組める部分があるのではないかと考えてございます。
32	予算特別委員会部局審査	軽石 義則	(通告なし08) 私学の取扱いについて 基本方針に私学を含めてよいとの文言もあるが、県として実行計画に私学も含めるのか伺う。	今回の公立高校への支援につきましては、私学の授業料無償化も含まれており、文部科学省の考え方、意図がはっきりとは分からないところでございます。ただし、盛岡市立につきましては、都道府県において改革先導拠点校はそれぞれの類型ごとに1校と言われておりますので、盛岡市立を実行計画に入れることができるかについて、ひな形が示され次第、盛岡市と検討したいと考えております。
33	予算特別委員会部局審査	軽石 義則	(通告なし09) 現場の労力について 改革先導拠点校となるために現場の高校の労力が心配されるが、県の考えを伺う。	学校は今後検討して参りますが、学校現場と県教育委員会で棲み分けをしたうえで、しっかりと公募申請ができるように取り組んでまいります。
34	予算特別委員会部局審査	千葉 盛	1 第3期県立高等学校再編計画最終案について (1) 志願者が一定程度確保されている学校の募集停止について 大船渡東高校食物文化科及び高田高校海洋システム科の志願者数は、統合	まず、大船渡東高校においては、食物文化科の志願者数は過去3年間に於いて、令和5年度から23人、18人、24人でという状況である中、令和8年度入試において37人である一方、他の学科である農芸科学科、機械電気科、情報処理科を合わせた志願者数は34人という状況となっております。 また、大船渡東高校食物文化科の過去5年の志願者数の平均は、24.4人で、宮古水産高校食物科の過去5年の志願者平均は、27.6人と、宮古水産

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
			先とされる宮古水産高校よりも志願数が多い状況にあるが、県としてはどのように分析しているのか伺う。その上で、現状では、志願者数が一定程度確保されている学科を将来的に募集停止するという再編計画をこのまま進めるのか伺う。	<p>高校食物科の方が数が多い状況となっております。</p> <p>次に、高田高校においては、海洋システム科の志願者数は過去3年間に於いて、令和5年度から11人、11人、11人でという状況である中、令和8年度入試に於いて19人という状況となっております。</p> <p>また、高田高校海洋システム科の過去5年の志願者数の平均は、10.6人で、宮古水産高校海洋生産科の過去5年の志願者平均は、11.8人と、宮古水産高校海洋生産科の方が数が多い状況となっております。</p> <p>今回のそれぞれの高校、大船渡東高校及び高田高校の分析につきましては、詳しいところはできていないところではあります。これまでの推移から一時的なものではないかという認識で考えてございます。</p>
35	予算特別委員会事務局審査	千葉 盛	<p>1 第3期県立高等学校再編計画最終案について</p> <p>(2) 教員不足を理由とした募集停止について</p> <p>教員確保は再編判断の理由となるということか伺う。また、今後は、生徒数が確保されていても、教員不足を理由に募集停止となることあるのか伺う。</p>	<p>教員確保に向けましては、これまでも、特定の資格への加点、受験者の年齢制限の緩和、オンラインによる申し込みの実施等の見直しを図り、令和9年度選考からは、受験資格の緩和、大学推薦、特別選考の拡充等を行うこととしております。</p> <p>さらには、教員を目指す高校生を対象とした教職セミナーを実施しており、今後も教員が意欲を持って働き続けることができるよう、勤務環境の整備に努めながら、岩手県の教育を担う有意義な人材の確保に努めてまいります。</p> <p>これまでも様々な取り組みにより教員確保に努めてまいりましたが、水産及び調理師養成施設を指導する教員につきましましては、令和7年度実施の採用選考では、申し込み者なしの状況、全国的な動向と同様に減少傾向にありますが、将来的にも集約後の水産及び調理養成施設の学びを確保できるよう、教育環境の整備に努めてまいります。</p>
36	予算特別委員会事務局審査	千葉 盛	<p>1 第3期県立高等学校再編計画最終案について</p> <p>(3) 募集停止の判断について</p> <p>大船渡東高校食物文化科について、来年度以降の志願状況の推移や地域の実情を丁寧に見極めたうえで募集停止の判断を行うべきではないか伺う。</p>	<p>令和8年度入試について、大船渡東高校の学校全体で見ますと募集定員160人に対して志願者数71人と89人の欠員であり、令和5年度から7年度の過去3年間についても80人以上の欠員が生じており、1学級減が必要という状況でございます。</p> <p>調理師養成施設については、教員確保が困難なことから、宮古水産高校に集約することとしておりますが、農芸科学科の中に食物や被服など家庭の学びは残したうえで、地域と連携した商品開発を行うといった学びは継続するなど、家庭の学びについては地域の要請に応じて残していきたいと考えてございます。</p> <p>また、食物文化科の令和8年度入試における志願者数は37人と、同校の</p>

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
				<p>志願者数の過半数を占めているという状況であり、他の学科の志願者数については、農芸科学科 10 人、情報処理科 8 人という厳しい状況となっております。</p> <p>調理師養成施設を廃止する再編計画は進めさせていただきますが、大船渡東高校の学科編制等については、今後の志願者数等を見極めたうえで、検討する必要が生じるものではないかと考えております。</p>
37	予算特別委員会事務局審査	千葉 盛	<p>(通告なし 01) 調理師養成施設に係る教員の状況について</p> <p>調理師養成施設の学びを集約しなければならない教員の状況を伺う。</p>	<p>家庭科の教員につきましては、ある程度、一定の充足をしているところでありますが、調理師養成施設を指導するために必須である調理師免許の資格を持つ教員の応募がないという状況でございます。</p> <p>現在の調理師養成施設で指導できる教員の年齢構成からいきますと、この 5 年、現在の 3 校体制を維持することが困難という状況になっておりまして、今回集約することとなった次第でございます。</p>
38	予算特別委員会事務局審査	千葉 盛	<p>(通告なし 02) 大船渡東高校の調理師養成施設の維持の可能性について</p> <p>大船渡東高校の調理師養成施設の学びを残すということも考えられるのか。将来的な推移を見ながら判断するという事で再編計画案にも記載してもらえるのか伺う。</p>	<p>調理師養成施設の学びにつきましては、やはり、教員の確保という課題がクリアできれば、その点につきましては考える余地があるとはございますが、現時点においては、応募がない状況なのであれば、現状の再編計画案の形で今のところは進めてさせていただく考えでございます。</p>
39	予算特別委員会事務局審査	千葉 盛	<p>(通告なし 03) 調理師養成施設に係る再編計画案の見直しについて</p> <p>教員の確保が難しいと理由で集約されるというのは地域として納得できる状況ではないところ。教員の確保については県として努力が必要だと思うが、このような状況を踏まえた上で再編計画案を見直してほしいと思うが、教育長の所感を伺う。</p>	<p>大船渡東高校の食物文化科の募集停止についてのお尋ねでございますが、この大船渡東高校の食物文化科の調理師養成施設の部分については、これは高等学校設置基準ではなくて、厚生労働省のまさに調理師養成施設としての施設基準が被っているところで、この調理師養成施設の基準は、高等学校設置基準とはまた別に教員の確保について厳しい要件が科されておりまして、本県では、今まで大船渡東、宮古水産、久慈翔北の高等学校に、この調理師養成施設を置いてまいりましたが、学校がどんどん小さくなり、生徒数も減っている中で、家庭科の教員の確保も厳しくなっており、家庭科の教員の回しが利かなくなっている状況があります。</p> <p>東北 6 県の状況を申し上げますと、青森県はこの調理師養成施設 1 校、宮城県も 1 校、秋田県はゼロ、山形県も 1 校、福島県はゼロという状況で、</p>

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
				本県におきましても、これは努力の問題も確かに御指摘の通りでございますが、なかなか今後、全体のパイが小さくなっていく中で、教員の確保というのは厳しい状況が見えておりますので、ここはやはり集約すべきという判断をしたところでございます。
40	予算特別委員会事務局審査	岩渕 誠	3 N-E. X. T ハイスクールについて（高校教育改革グランドデザイン） (1) 県としての評価 国のグランドデザインに対する、県としての評価について伺う。	私立高校への授業料支援が拡充されることに伴い、私立高校への進学を希望する生徒が増加し、地域との密接な関わりを持つ公立高校への進学者数が減少する可能性の指摘を受け、今回、文部科学省では、N-E. X. T ハイスクール構想を策定したものと認識しています。 これまでの公立高校の施設設備に対する国からの支援は、ごくわずかであったことを踏まえれば、今回のグランドデザインに基づく文部科学省からの基金による支援、また、総務省による施設整備に対して交付税措置される有利な起債の創設は革新的なものと考えております。
41	予算特別委員会事務局審査	岩渕 誠	3 N-E. X. T ハイスクールについて（高校教育改革グランドデザイン） (2) 今後の対応について 今後の対応について伺う。	県教育委員会としましては、今後、改革先導拠点校の選定等について、令和8年5月の公募申請に向け検討を進めていくこととしております。 また、先ほど委員からも御紹介がありましたとおり、国においては、2040年時点で文系と理系の生徒の割合が同程度になることなどを目標とするほか、地域の産業動向を踏まえた人材育成に資するよう、地域等と十分に議論するよう指示があったところです。 今後、産業界の動向、自動車関連、半導体関連、医療機器関連、沿岸地域の空気圧制御機器関連などを含め、2040年の岩手県の産業形態等を見据えた上で人材の育成をどのようにしていくか検討してまいります。
42	予算特別委員会事務局審査	菅野ひろのり	2 県立高校再編計画（岩谷堂高校の学科改編等）について (1) 産業工学系列（農業・工業）募集停止の妥当性と学科の形骸化について 岩谷堂高校の総合学科における農業・工業系列の募集停止は、江刺地区の基幹産業を支える人材育成の芽を摘むことにならないか。専門的な実習環境が失われることで、総合学科	岩谷堂高校の生物生産系列、産業工学系列は地元就職率が高く、地域の教育資源の活用や地域産業との交流・連携により、魅力ある学校づくりに向けた取組を進めてきたものと認識しております。 そのような中、胆江地区において今後の少子化や人口減少を踏まえ、専門高校への集約が必要と判断し、農業、工業の学びの集約を行うため、公共交通機関等を利用した、水沢農業、水沢工業、黒沢尻工業への通学が可能であることを理由に、当該校の生物生産系列と産業工学系列の選択の募集を停止することとし、再編計画プログラムに位置付けたところであります。 長期ビジョンでは、小規模な総合学科高校においては、より良い教育環

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
			<p>の理念である「多様な学び」が失われ、実質的に普通科と同等の中身に形骸化する懸念について、県教委の見解を伺う。</p>	<p>境の整備を図るため、総合学科高校に改編した成り立ちを踏まえつつ、より広域での再編も視野に入れながら、総合的な専門高校への再編や他の学科との併置校への再編等を検討し、進めることとしています。</p> <p>今回、農業及び工業系列の選択停止後も、学級減とはしておりません。4系列の教員が配置になることにより、系列における教育課程の内容を見直すことで、特色化・魅力化が図られると考えてございます。</p>
43	予算特別委員会事務局審査	菅野ひろのり	<p>2 県立高校再編計画（岩谷堂高校の学科改編等）について  (2) 胆江圏域における学校配置と定員バランスの再考について  水沢高校の学級数を減らして、岩谷堂高校等の地域の専門学科を維持・存続させるという選択肢は検討できなかつたのか伺う。</p>	<p>水沢高校は、委員からご紹介のありましたとおり、今年度入試においても一次募集の志願者数 263 名と、志願倍率が 1.1 倍となっているところでございます。</p> <p>また、岩谷堂高校は、令和 4 年度に学級減となったことで、総合学科高校における学級数の最低規模である 1 学年 3 学級であり、募集定員 120 名に対し、令和 5 年度から令和 7 年度までの総志願者数は 91 名、83 名、81 名、今年度入試においても一次募集の志願者数 71 名と、志願者数が大幅に減少していることから、系列の在り方の検討が必要となったものでございます。</p> <p>今回、水沢高校以外につきましても、地域の検討会議において、地域のそれぞれの進学校の定員を減らすことは検討しないのかというお話をいただきました。</p> <p>今回の中では、そういった話を踏まえた上で、再編プログラムの中には位置づけてはおりませんが、後期計画等、今後、次に検討を加えていく際には、そういったところもしっかり見据えた上で検討していく必要があるものではないかと考えてございます。</p>
44	予算特別委員会事務局審査	菅野ひろのり	<p>2 県立高校再編計画（岩谷堂高校の学科改編等）について  (3) 「受け皿」となる近隣校の持続可能性と受入体制の実態について  受け皿とされる水沢農業高校自体が、定員確保や施設維持に苦慮しているとの声がある。自校の存続すら危ぶまれる状況で、岩</p>	<p>水沢農業高校の令和 8 年度入学者選抜の調整後志願者数では 38 名となっており、募集定員を大きく割っている状況でございます。</p> <p>一方で、水沢農業高校においては、作物・野菜・果樹・草花の栽培生産と販売、家畜の飼育管理と出荷販売と、生産から流通・販売までの一貫した学習を行うとともに、農業生産工程管理の導入や、ドローンなど先端技術研修等、地域と連携しながら農業に関する実践力を高め、進路実現に向けて幅広い学習を実施しております。</p> <p>専門高校につきましても、一定規模の教育環境で専門教育を学ぶ必要が</p>

	項目	議員名	質問内容	答弁内容
			の生徒を安定的に受け入れ、質の高い実習教育を継続提供することは可能なのか伺う。	あると捉えており、今後の少子化の状況を踏まえ、各分野の専門性を維持しながらより良い教育環境の整備を図るため、農業の学びについては水沢農業高校に集約することとしたものですが、今後、 <b>農業の学びの集約により、専門性を維持しながらより良い教育環境の整備が図られるもの</b> と考えてございます。
45	予算特別委員会事務局審査	菅野ひろのり	(通告なし 01) 総合学科の設置理念について 総合学科の普通科、専門学科とは異なる第三の学科としての意味合いについて伺う。	岩谷堂高校の系列の選択の状況につきまして、この5年、6年の間を見ますと、現在、人文科学、自然科学、流通情報、生活福祉、生物生産、産業工学と6系列ございますが、令和2年、3年におきましては、 <b>進学系の人文科学、自然科学系が60名を超える</b> ということで、逆に進学率が高いというか、生物生産系と産業工学系は例年と同じような20人程度の間で推移している状況でございます。 今回、岩谷堂高校の志願者数が減ってきているのは、どちらかといえば、 <b>産業系列ではなくて進学系の子ども達が恐らく水沢高校や他の高校を志望しているのではないかと分析しております。</b>
46	予算特別委員会事務局審査	菅野ひろのり	(通告なし 02) 適正な学校配置と多様な進路を保障する教育環境の維持について 胆江地区における、再編整備における適切な学校配置と多様な進路を保障する教育環境の維持について伺う。	今回、地域検討会議、それから意見交換会、それから岩谷堂高校での出前説明会においても様々なご意見をいただいたところでございます。 今後、中学校卒業生数が20パーセント、30パーセント近く減少していく過程を考えますと、やはり、 <b>高校の再編は一定の志願倍率等も見た上で調整が必要なもの</b> と考えてございます。 先生のご指摘のとおり、確かに、生徒数だけで見ているのではないかという御意見も、確かに、私もある程度同意見で捉えております。やはり1学級校の募集定員は40人という形で進めている中では、そういった生徒数の志願倍率をしっかりと把握した上で、 <b>地域に残せる高校は残していきたい</b> と考えてございます。 今回、岩谷堂高校につきましては、系列の選択停止をする状況ではあります。繰り返しになりますが、学級減は致しません。 農業と工業の先生をそれぞれ3人配置しておりますが、異なる教科、科目の教員を配置することになりますので、 <b>新たな高校の魅力が発信できる学校づくりを進めていきたい</b> と考えてございます。

### 事務報告 3

#### 令和7年度冬季大会の結果について

本年度、冬季期間に開催された各種大会の結果について報告します。

令和8年3月16日



## 令和7年度冬季大会の結果について

### 1 令和7年度全国高等学校総合体育大会

#### (1) 男子第76回・女子第37回全国高等学校駅伝競走大会

- ア 会 期 令和7年12月21日（日）  
 イ 会 場 地 京都府京都市  
 ウ 参 加 数 参加校2校、選手18名  
 エ 成 績 男子：一関学院高校 33位 女子：花巻東高校 34位（昨年度 入賞なし）

#### (2) 第105回全国高等学校ラグビーフットボール大会

- ア 会 期 令和7年12月27日（土）～令和8年1月7日（水）  
 イ 会 場 地 大阪府東大阪市  
 ウ 参 加 数 参加校1校、選手25名  
 エ 成 績 盛岡工業高校 1回戦敗退（昨年度 入賞なし）

#### (3) 第75回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会

- ア 会 期 令和8年1月23日（金）～26日（月）  
 イ 会 場 地 スピード・フィギュア：栃木県日光市 アイスホッケー：栃木県宇都宮市  
 ウ 参 加 数 参加校5校、選手22名  
 エ 成 績 スピード・フィギュア：入賞なし（昨年度 入賞なし）  
 アイスホッケー：岩手高校 1回戦敗退（昨年度 入賞なし）

#### (4) 第75回全国高等学校スキー大会

- ア 会 期 令和8年2月4日（水）～8日（日）  
 イ 会 場 地 アルペン：長野県上田市 クロスカントリー：新潟県十日町市 スペシャルジャンプ、ノルディックコンバインド：北海道名寄市  
 ウ 参 加 数 参加校4校、選手19名  
 エ 成 績 1競技2種目（昨年度 2競技2種目入賞）  
 オ 入賞者一覧 ※10位まで入賞

No	順位	種目名		選手・チーム名
1	2位	クロスカントリー	女子5kmクラシカル	大堰喜代（南昌みらい高3年）
2	5位	クロスカントリー	女子3×5kmリレー	南昌みらい高

## 2 令和7年度全国中学校体育大会

### (1) 第34回全国中学校駅伝大会

- ア 会 期 令和7年12月12日（土）～13日（日）  
 イ 会 場 地 滋賀県野洲市  
 ウ 参 加 数 参加校2校、選手17名  
 エ 成 績 男子：滝沢市立滝沢南中学校 16位 女子：盛岡市立黒石野中学校 2位（昨年度 1競技入賞）  
 オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	チーム名
1	2位	駅伝（女子）	—	盛岡市立黒石野中学校

### (2) 第46回全国中学校アイスホッケー大会

- ア 会 期 令和8年1月22日（木）～25日（日）  
 イ 会 場 地 群馬県渋川市  
 ウ 参 加 数 岩手県選抜チーム（15校で編成）、選手19名  
 エ 成 績 岩手県選抜 1回戦敗退（昨年度 1競技入賞）

### (3) 第46回全国中学校スケート大会

- ア 会 期 令和8年1月31日（土）～2月3日（火）  
 イ 会 場 地 スピード・フィギュア：長野県長野市  
 ウ 参 加 数 参加校7校、選手9名  
 エ 成 績 入賞なし（昨年度 入賞なし）

### (4) 第63回全国中学校スキー大会

- ア 会 期 令和8年2月3日（火）～6日（金）  
 イ 会 場 地 長野県野沢温泉村  
 ウ 参 加 数 参加校18校、選手35名  
 エ 成 績 2競技5種目入賞（昨年度 2競技6種目入賞）  
 オ 入賞者一覧 ※10位まで入賞

No	順位	種目名		選手・チーム名
1	1位	クロスカントリー	男子5kmクラシカル	中畠永遠（奥中山中3年）
2	1位	アルペン	男子回転	葛巻純志郎（上野中3年）
3	4位		男子4×5km リレー	高橋一輝（湯本中2年）中畠永遠（奥中山中3年）石川朋（松尾中3年）高橋爽仁（沢内中3年）
4	6位	クロスカントリー	男子5kmフリー	中畠永遠（奥中山中3年）
5	8位		女子4×3km リレー	佐藤絢音（奥中山中1年）澤久保昊椰（一戸中3年）町場愛莉（大宮中1年）村田星空（雫石中3年）

### 3 第80回国民スポーツ大会冬季大会

#### (1) スケート競技会・アイスホッケー競技会

- ア 会 期 令和8年1月31日(土)～2月8日(日)  
 イ 会 場 地 青森県八戸市(スピード、アイスホッケー、フィギュア)、青森県三沢市(アイスホッケー)  
 ウ 参 加 数 少年種別選手10名  
 エ 成 績 1競技4種目入賞(昨年度 1競技1種目入賞)  
 オ 入賞者一覧

No	順位	種目・種別等		選手名
1	4位	スピード	少年女子2000mリレー	植津愛花(土淵中3年) 有原柚(盛岡工業高2年) 田中稟埜(矢巾北中3年) 武田愛花(盛岡農業高2年)
2	6位		少年男子2000mリレー	吉田匡希(江南義塾盛岡高3年) 大峠莉輝(盛岡工業高3年) 武田大飛(盛岡農業高3年) 植津宏斗(盛岡工業高2年)
3	7位		少年女子1000m	植津愛花(土淵中3年)
4	8位		少年女子1000m	武田愛花(盛岡農業高2年)

#### (2) スキー競技会

- ア 会 期 令和8年2月14日(土)～17日(火)  
 イ 会 場 地 青森県大鰐町(アルペン、クロスカントリー)、秋田県鹿角市(スペシャルジャンプ、コンバインド)  
 ウ 参 加 数 少年種別選手19名  
 エ 成 績 1競技4種目入賞(昨年度 1競技2種目入賞)  
 オ 入賞者一覧

No	順位	種目・種別等		選手名
1	2位	クロス カントリー	少年男子	内記孝宗(南昌みらい高3年)
2	6位		女子4×5kmリレー	大堰喜代(南昌みらい高3年) 小山田凜花(南昌みらい高3年) 釜石知奈(南昌みらい高2年) 小山田凜音(南昌みらい高1年)
3	7位		少年男子4×10kmリレー	内記孝宗(南昌みらい高3年) 小野寺風(一戸中3年) 中畠永遠(奥中山中3年) 高橋爽仁(沢内中3年)
4	8位		少年女子	大堰喜代(南昌みらい高3年)

議案第 39 号

文化財の指定及び保持団体の認定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定及び保持団体の認定をすることについて、議決を求める。

1 岩手県指定有形文化財の指定

指定番号	名 称	員数	所 有 者
有第 277 号	<small>なかつがわきよりりょうせいどうぎぼし</small> 中津川橋 梁青銅擬宝珠	36 個	盛岡市内丸 12 番 2 号 盛岡市

2 岩手県指定無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定

指定番号	名 称	保 持 団 体
無民第 55 号	<small>おおはさま</small> 大迫あんどんまつり	花巻市大迫町大迫第 2 地割 51-4 大迫あんどん山車保存会

令和 8 年 3 月 16 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

文化財の指定及び保持団体の認定をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（工芸品）
名 称 ・ 員 数	中津川橋梁青銅擬宝珠 36 個
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	盛岡市内丸 12 番 2 号 盛岡市
文化財の所在場所	中津川橋梁「上の橋」（盛岡市上ノ橋） 中津川橋梁「下の橋」（盛岡市下ノ橋）
指 定 理 由	<p>本文化財は、中津川に架橋されている「上の橋」と「下の橋」にそれぞれ18個ずつ取り付けられている青銅擬宝珠で、鑄造、宝珠型擬宝珠であり、慶長14年と慶長16年の銘が陰刻で刻銘されている。「上の橋」の擬宝珠は国の重要美術品にも認定されている。</p> <p>この擬宝珠は、盛岡藩初代藩主の南部信直及びその子利直が盛岡城築城と同時に進めた城下町建設により中津川に架橋された「上の橋」と「中の橋」に取り付けられていたものであるが、何度かの落橋や洪水により流失や欠損に見舞われたことから、いくつかの擬宝珠は鑄直され、さらに戦時中は金属供出の危機的状況に見舞われるなど、度々の滅失危機を経ながらも中津川橋梁の擬宝珠は現代までその姿をほとんど変えることなく架設されてきた。なお、明治43年に起こった大洪水により三橋いずれも流出し、大正元年の三橋の復旧の際に、当初中の橋に架設されていた擬宝珠を下の橋に転用したことが銘文からも明らかになっている。</p> <p>紀年銘のある擬宝珠は全国的に珍しい数となると考えられるが、盛岡市教育委員会発行の『盛岡市中津川橋梁 青銅擬宝珠』では、橋梁の擬宝珠で寛永ごろまでの紀年銘が明らかなものとして、京都三条大橋の天正18年銘で現存する10個を筆頭にわずかに13例を挙げている。その多くは一桁台の個数の物件が多く見られ、その中で上の橋、下の橋両橋に現存する36個という数は飛びぬけて多い。慶長14・16年設置当初の第1期の擬宝珠に限っても15個にのぼり、その残存数は全国的にみても希少な事例と言える。また、流失後に鑄直されたと思われる第2期、第3期の擬宝珠についても銘文は改められることはなく、その都度当初の内容が踏襲されたことも特筆される。中世以来の由緒を有する南部家の擬宝珠を、藩としてその存在をいかに大切にしていたかがうかがわれる事例である。</p> <p>このように、これらの擬宝珠は江戸時代から綿々と引き継がれてきた盛岡の景観の代名詞ともいえる擬宝珠であり、今後も県民に親しまれる文化財として継承されていくべき貴重な文化財である。</p> <p>以上のことから、岩手県指定有形文化財に指定するものである。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第1 有形文化財指定基準      絵画、彫刻、工芸品の部      2 県の絵画史上、彫刻史上または工芸史上特に意義のある資料となるもの。</p>



上の橋擬宝珠



下の橋擬宝珠

※重要美術品

- ・我が国の貴重な美術品が海外に流出することを防止する目的で、昭和8年に「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」によって制定された。
- ・認定行為は昭和24年まで実施され、8,179件が認定された。
- ・昭和25年の「文化財保護法」制定により、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」は廃止されたが、「文化財保護法」の附則において「認定されている物件については、当分その効力を有する」とされた。

## 諮 問 物 件 調 書

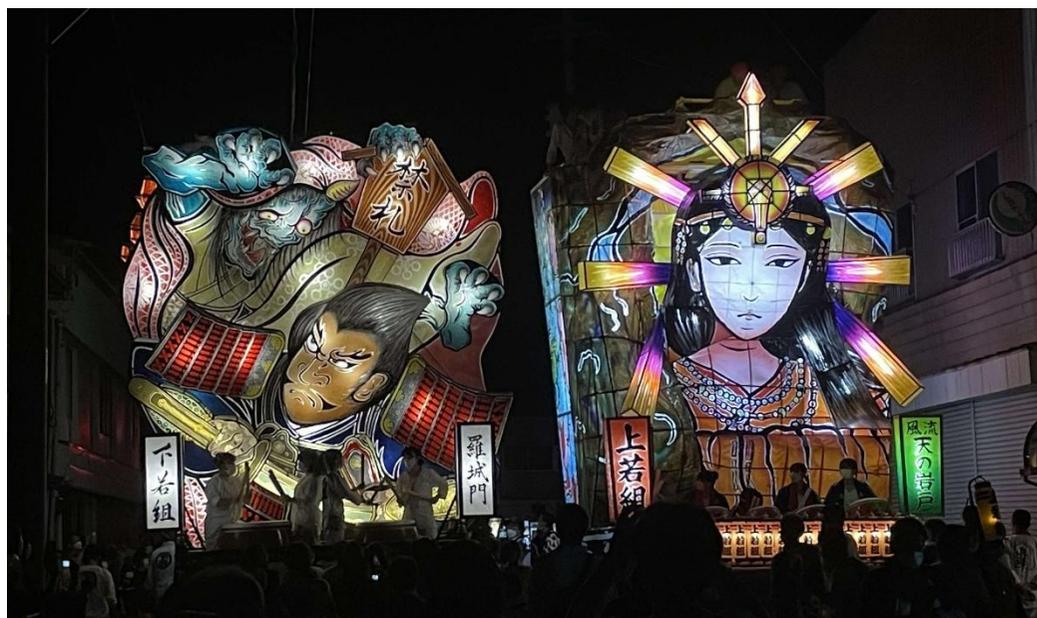
種 別	無形民俗文化財
名 称 ・ 員 数	大迫あんどんまつり 大迫の盆供養
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	花巻市大迫町大迫第2地割 51-4 大迫あんどん山車保存会
文化財の所在場所	花巻市大迫町
指 定 理 由	<p>「大迫のあんどんまつり」は「大迫の盆祭」などと言われ、天明・天保の飢饉の餓死者を弔うために、僧侶が町の信徒の若者たちと施餓鬼供養のあんどんを持って町内を歩いたのが始まりとされており、秋祭りである愛宕神社例祭とともに江戸時代終わり頃に始まったとされる、盆の火焚き行事である「万灯（まんどう）」の一つである。</p> <p>県内では七夕の頃に陸前高田市や大船渡市盛町、盛岡市で灯ろうを山車に載せて曳くなどする祭りがあるが、大迫町では盆ににぎやかに踊るなどの習俗とともに灯ろう山車が継承されており、特に飢饉で苦しんだ地域の歴史を意識して死者供養の目的を語り、近年ではその年の物故者の慰霊も行われている。</p> <p>明治10年代にあんどんを荷車に載せて曳くようになり、20年代には秋祭りの人形をあんどんで飾ったり、秋祭用の大八車に屋根より高い四角や六角の箱型のあんどんを載せて紐や棒で支えながら歩くようになった。その後、青森のねぶたの影響を受け立体的なあんどんになった。祭りの当初は、南部凧絵や絵馬をもとにした意匠であったといわれており、現在は武者絵や歌舞伎、昔話など様々な題材で作られているが、どこかに仏画を入れることが不文律となっている。</p> <p>祭りは毎年旧暦の7月14日から16日に開催していたが、昭和30年代に新暦の8月14日から16日となり、現在は8月14日と16日の夕刻にあんどん山車が運行されている。山車を出すのは、かつては上町、川原町、下町の三町であったが、昭和52年（1977）以降は現在の若衆組に連なる山車が加わり4台が運行している。現在は「大迫あんどん山車保存会」が祭りを主催し、運行順路と時間を定めて、山車を集めた観光イベントも開催している。</p> <p>参加する地域の範囲を広げて参加者の確保を図るなど、各町が地域をあげて継承の努力をしており、また、それぞれの役割に女性の制限を設けないなど、全体的に禁忌や規制が少なく、それぞれの年齢層が新しい取り組みを始めることを許容している各組の姿勢は、今後の継承へも貢献するものである。</p> <p>万灯行事が、その本質である死者供養を認識し直しながら展開した、地域性が表れた盆行事であり、本文化財を岩手県指定無形民俗文化財として指定することが適当である。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第4 無形民俗文化財指定基準</p> <p>風俗慣習のうち、</p> <p>（1）由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。</p>



あんどん山車 (H17 川若組)



あんどん山車 (H26 若衆組)



あんどん山車  
(R4 上若組・下若組)

議案第40号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(職及び職務)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職 員</th> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 70%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">事務職員</td> <td style="vertical-align: top;">主任主事、主事及び行政専門員</td> <td style="vertical-align: top;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">技術職員</td> <td style="vertical-align: top;">主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師</td> <td style="vertical-align: top;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職 員	職	職 務	[略]			事務職員	主任主事、主事及び行政専門員	[略]	[略]		技術職員	主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師	[略]	[略]		<p>(職及び職務)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職 員</th> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 70%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">事務職員</td> <td style="vertical-align: top;">コーディネーター、主任主事、主事及び行政専門員</td> <td style="vertical-align: top;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">技術職員</td> <td style="vertical-align: top;">コーディネーター、主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師</td> <td style="vertical-align: top;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職 員	職	職 務	[略]			事務職員	コーディネーター、主任主事、主事及び行政専門員	[略]	[略]		技術職員	コーディネーター、主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師	[略]	[略]	
職 員	職	職 務																															
[略]																																	
事務職員	主任主事、主事及び行政専門員	[略]																															
	[略]																																
技術職員	主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師	[略]																															
	[略]																																
職 員	職	職 務																															
[略]																																	
事務職員	コーディネーター、主任主事、主事及び行政専門員	[略]																															
	[略]																																
技術職員	コーディネーター、主任技師、技師、行政専門員、専門幹保健師、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師	[略]																															
	[略]																																
<p>(所掌事務)</p> <p>第41条 学校以外の教育機関（青少年の家を除く。第42条、第44条、第45条及び第62条において同じ。）の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">学校以外の教育機関</th> <th style="width: 40%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	学校以外の教育機関	所掌事務	[略]		<p>(所掌事務)</p> <p>第41条 学校以外の教育機関（青少年の家及び野外活動センターを除く。次条、第44条、第45条及び第62条において同じ。）の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">学校以外の教育機関</th> <th style="width: 40%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	学校以外の教育機関	所掌事務	[略]																									
学校以外の教育機関	所掌事務																																
[略]																																	
学校以外の教育機関	所掌事務																																
[略]																																	

埋蔵文化財センター	[略]
野外活動センター	<u>1 野外活動の普及奨励に関すること。</u> <u>2 青少年の心身の健全育成に関すること。</u> <u>3 復興及び防災に係る研修に関すること。</u>

(職及び職務)

第45条 学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
埋蔵文化財センター	[略]	
野外活動センター	所長	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センターの事務を掌理する。</u>
	次長	<u>所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹、専門幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
図書館	[略]	
野外活動センター	主幹	<u>上司の命を受け、野外活動センターの重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>
	専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、野外活動センターの特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査及び主任主査	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センタ</u>

埋蔵文化財センター	[略]

(職及び職務)

第45条 学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
埋蔵文化財センター	[略]	

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹、専門幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
図書館	[略]	

行政専門員	<u>一の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>		
副主幹	<u>上司の命を受け、野外活動センターの特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>		
主査及び主査行政専門員	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センターの特定事務を処理する。</u>		
主任及び主任行政専門員	<u>上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。</u>		
3 [略]		3 [略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 教育職員等の勤務時間に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校等勤務職員の特例) 第6条 学校、図書館、博物館、 <u>美術館及び野外活動センター</u> に勤務する職員の週休日及び勤務時間は、当該機関の長が、勤務態様及び内容に応じ、別に割振りを行うものとする。	(学校等勤務職員の特例) 第6条 学校、図書館、博物館 <u>及び美術館</u> に勤務する職員の週休日及び勤務時間は、当該機関の長が、勤務態様及び内容に応じ、別に割振りを行うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

令和8年3月16日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

理由

教育委員会の組織を改めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

## 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

### 第1 改正の趣旨

教育委員会の組織を改めようとするものである。

### 第2 規則案の内容

#### 1 職の新設に伴い規定を整備すること。(第28条関係)

- ・定年引上げ制度が進み、企画指導監級の職員においても、個々の事情により短時間勤務の希望が増加する見込みであることから、普遍的な職として「コーディネーター」を規定したこと。

#### 2 野外活動センターの指定管理者制度の導入に伴う所要の整備をすること。 (第41条、第45条関係)

#### 3 施行期日等(附則関係)

- (1) 令和8年4月1日から施行すること。
- (2) 関係規則について、所要の整備をすること。

議案第41号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(岩手県教育委員会代決専決規程の一部改正)

第1条 岩手県教育委員会代決専決規程(昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育事務所及び学校以外の教育機関における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財センター</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野外活動センター</td> <td>所長</td> <td>次長</td> <td>所長があらかじめ指定する職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学校以外の教育機関の長共通専決事項)</p> <p>第14条 学校以外の教育機関の長(博物館長及び美術館長を除く。第15条及び第16条において同じ。)の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長、埋蔵文化財センター副所長並びに野外活動センター次長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長、埋蔵文化財センター副所長並びに野外活動センター次長の休暇に関すること。</p> <p>(6)～(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育事務所の課長等共通専決事項)</p> <p>第15条 教育事務所の課長、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長、埋蔵文化財センター副所長並びに野外活動センター次長は、次に掲げる事項のほか、教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が専決処理できる</p>	機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]				埋蔵文化財センター	[略]			野外活動センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する職員	<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育事務所及び学校以外の教育機関における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財センター</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(学校以外の教育機関の長共通専決事項)</p> <p>第14条 学校以外の教育機関の長(博物館長及び美術館長を除く。次条及び第16条において同じ。)の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長の休暇に関すること。</p> <p>(6)～(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育事務所の課長等共通専決事項)</p> <p>第15条 教育事務所の課長、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長は、次に掲げる事項のほか、教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が専決処理できる事項のうち軽易又は定例</p>	機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]				埋蔵文化財センター	[略]		
機 関			決裁権者	代決権者																													
	第1順位者	第2順位者																															
[略]																																	
埋蔵文化財センター	[略]																																
野外活動センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する職員																														
機 関	決裁権者	代決権者																															
		第1順位者	第2順位者																														
[略]																																	
埋蔵文化財センター	[略]																																

<p>事項のうち軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(教育長指定職員専決事項)</p> <p>第17条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 青少年の家に係る休所日以外の臨時の休所及び休所日における臨時の開所に関すること。</p>	<p>的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(教育長指定職員専決事項)</p> <p>第17条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 青少年の家及び野外活動センターに係る休所日以外の臨時の休所及び休所日における臨時の開所に関すること。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県教育委員会服務規程の一部改正)

第2条 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(出勤簿取扱主任)</p> <p>第5条 出勤簿取扱主任は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">県立埋蔵文化財センター</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">県立野外活動センター</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">所長があらかじめ指定する者</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	[略]		県立埋蔵文化財センター	[略]	県立野外活動センター	所長があらかじめ指定する者	学校	[略]	[略]		<p>(出勤簿取扱主任)</p> <p>第5条 出勤簿取扱主任は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">県立埋蔵文化財センター</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">学校</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	[略]		県立埋蔵文化財センター	[略]	学校	[略]	[略]	
[略]																			
県立埋蔵文化財センター	[略]																		
県立野外活動センター	所長があらかじめ指定する者																		
学校	[略]																		
[略]																			
[略]																			
県立埋蔵文化財センター	[略]																		
学校	[略]																		
[略]																			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部改正)

第3条 岩手県教育委員会公用車運行管理規程（昭和55年岩手県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第3章に規定する本庁の室及び課並びに教育事務所並びに同規則第4章に規定する教育機関（青少年の家、博物館及び美術館を除く。）で、公用車の管理を分掌するものをいう。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第3章に規定する本庁の室及び課並びに教育事務所並びに同規則第4章に規定する教育機関（青少年の家、博物館、<u>美術館及び野外活動センター</u>を除く。）で、公用車の管理を分掌するものをいう。</p> <p>(3) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部改正)

第4条 岩手県教育委員会行政文書管理規程（令和4年岩手県教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第1 (第29条関係)		別表第1 (第29条関係)	
文書記号		文書記号	
区分	記号	区分	記号
[略]		[略]	
出先	[略]	出先	[略]
機関	岩手県立埋蔵文化財センター	[略]	[略]
	<u>岩手県立野外活動センター</u>	<u>岩野セ</u>	[略]
	岩手県立一関第一高等学校附属中学校	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月16日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

理由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

# 岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令案要綱

## 第1 改正の趣旨

教育委員会事務局の組織改編等（岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正）に伴い、所要の整備をするものである。

## 第2 訓令案の内容

1 野外活動センターの指定管理者制度の導入に伴い、次の訓令について所要の整備をすること。

- (1) 岩手県教育委員会代決専決規程の一部改正（第1条関係）
- (2) 岩手県教育委員会服務規程の一部改正（第2条関係）
- (3) 岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部改正（第3条関係）
- (4) 岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部改正（第4条関係）

2 施行期日（附則関係）

令和8年4月1日から施行すること。